平成23年甲種防火管理新規講習のご案内

甲種防火管理新規講習とは、消防法施行規則第２条の３に規定された法定講習であり、一定規模以上の建物に選任が義務付けられている防火管理者になるための資格付与講習です。対象者は受講してください。

■日時　平成23年２月15日(火)～16日(水)
両日とも午前９時～午後５時

■場所　留萌市五十嵐町１丁目
留萌市保健福祉センター　はーとふる
（２階多目的ホール）

■対象　不特定多数が出入りする対象物（福祉施設等で10名以上を収容する施設、物品販売・ホテル・旅館等で30名以上を収容する施設、事業所・学校・共同住宅等で50名以上を収容する施設）に勤務している20歳以上の方

■定員　50名（定員になり次第締め切ります）

■申込期間　平成23年１月11日(火)～２月４日(金)
※受付時間は、期間中の午前９時から午後５時まで

■講習料　無料（ただし、テキスト代4,500円が必要となります）

◎申込み・問い合わせ先
留萌消防組合消防署　予防課予防係（講習事務局）
☎42－2296

自動車の不具合情報をお寄せください

国土交通省では、迅速なリコールの実施やリコール隠し等の不正行為の防止のため、「自動車不具合情報ホットライン」を通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。お車に不具合が発生した際には、情報をお寄せください。

◎ホットライン受付

- フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日午前９時30分～正午、午後１時～５時30分）
- 自動音声受付　☎03－3580－4434
（年中無休・24時間）
- ホームページ受付　http://www.mlit.go.jp/RJ

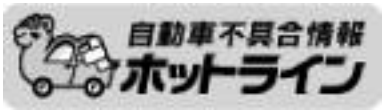

留萌税務署からのお知らせ
平成22年分所得税確定申告がはじまります！

■確定申告とは…

所得税の確定申告は、毎年１月１日から12月31日までの１年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を清算する手続きです。

■提出期間

平成22年分の所得税の確定申告の相談の受付は、平成23年２月16日(水)から同年３月15日(火)までです。還付申告の方は、平成23年２月15日(火)以前でも申告書を提出することができます。

働いている調理師の皆様へ！

調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、２年ごとに、12月31日現在の調理従事場所等を届け出なければならないと定められており、今年は届出の必要な年となっています。

○届出が必要な方は、次の施設・店舗で調理の業務に従事している調理師の方です。
- 寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

○届出用紙に平成22年12月31日現在の状況を記入し、平成23年１月15日(土)までに(社)北海道全調理師会留萌支部（留萌市開運町３丁目、美食酒家「司」内☎43－1002）へ届け出てください。

○届出用紙は、(社)北海道全調理師会留萌支部または留萌振興局保健福祉室（留萌保健所）にあります。

◎問い合わせ先
(社)北海道全調理師会留萌支部
担当：大懸　信司　☎43－1002
留萌振興局保健福祉室　☎42－8326